

## **ばば こうへい議員（日本共産党・伏見区選出） 2020年2月21日**

### **子育てに係る経済的負担の軽減を**

#### **【ばば議員】**

日本共産党の馬場こうへいです。通告に基づき、知事並びに関係理事者に質問いたします。

本府の新総合計画を見ると、「子育て環境日本一」の基本方針は「2040年に全国平均並みの合計特殊出生率をめざし…」と書かれています。2018年の本府の合計特殊出生率は1.29と全国ワースト3位となっています。この数字は、1990年代後半から2010年ころまでのもっと低い時代からすると改善しているように見えますが、出産適齢期と言われる女性の数が減る中で、出生数は過去最悪となっており、本府の現状は数字以上に厳しい状況にあると言わなければなりません。

そうしたなかで昨年、「京都市内で普通に生活するには月48万円必要」というニュースが、インターネットを中心に大きく取り上げられました。その元となったのは、京都総評を中心にして取り組まれた生活実態調査の結果によるもので、昨年の5月に一人暮らしに必要な生活費を発表され、続いて12月に4人家族の子育て世代に必要な生活費を発表されました。調査結果によりますと、夫婦と子ども2人のモデル家族で、30代で48万円、40代で55万円、50代で70万円の月生活費が必要だと報告されています。その中身は、税金や社会保障費、子どもの大学学費や入学金などを月割にして積み上げたものになっています。社会保障費の負担などが増え続けるなかで、普通の生活をするのに必要な生活費は増える状況にあります。一方、府民経済計算を見ても、この10年の間に府民一人当たり雇用者報酬は、年額で約25万円も減っています。改めて抜本的な賃金の引き上げが必要ではないでしょうか。

さらに、今回の調査報告で特徴的だったのは、子どもの教育費が家計を圧迫するという実態です。学習塾代など30代で2.9万円、40代で3.8万円、モデル家族で子どもが大学に進学する50代になると13万円にまで跳ね上がります。この間進められている調査や統計資料を通して見えてくるのは、現在の最低賃金が「普通の生活」を保障するものになっていないということはもちろん、子育てに関する経済的な負担が府民の暮らしに影を落としている実態です。

こうした実態や解決を望む府民の声が、調査や資料だけでなく垣間見えたのが先の京都市長選挙ではないでしょうか。出口調査を見ますと、18・19歳の約50%、30代の30%以上が福山和人候補に投票し、投票にあたって「子育て・教育」を重視した人の約50%が福山氏を選んだとされています。その大きな要因として、福山候補の掲げた「すぐやるパッケージ」での、給付型の奨学金制度の実施、奨学金返済への利子補給、中学校給食の実施、子どもの医療費の無償化の拡充など、若者や子育て世代への政策があったのではないかと報道されています。

そこで伺います。格差の拡大と貧困の固定化が大きな問題となり、さらにその厳しさが若者や子育て世代の中に深刻な形で表れています。その解決を求める府民の声も大きくなっています。こうした問題の解決には、労働者の賃金アップとそれを実現するための中小零細業者への支援の抜本的な強化、子育てにかかる経済的負担の軽減が不可欠であることが浮き彫りになってきていると考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

## 全国的にも大きく遅れた子どもの医療費無償化の拡充を

かつて、「絵にかいた餅」と言われていた子どもの医療費の無償化ですが、府内で最も遅れた京都市の市長選挙や府知事選挙でも、どの候補者も政策に盛り込むなど、府民の声と運動が大きく広がるなかで拡充されてきました。しかし、本府の子どもの医療費助成制度は、昨年9月に通院分の自己負担が月3000円から1500円に引き下げられましたが、月200円までの範囲は3歳未満のまま残され、府内の市町村や全国の自治体の取り組みには程遠いのが現状です。新総合計画に関する特別委員会の総括質疑の際に、知事は『子どもの医療費助成の拡充』『高校生の通学費補助制度の拡充』などが経済的負担軽減策として推進戦略案には書かれていたのに、最終案に書かれていないのはなぜか。もうやらないということか」という質問に、「すでにそういう施策ができたから落とすというわけではございません」と答え、さらなる拡充を否定はしませんでした。しかし、来年度当初予算案では、「子育て環境日本一の京都づくり」と大きく記されていますが、全国でも大きく遅れた子どもの医療費の無償化のさらなる拡充は含まれていません。

そこで伺います。「制度の基礎を作る。上乘せは各自治体の判断」と繰り返しているうちに、全国の水準は中学校卒業まで無料が当たり前になっています。府の水準を「中学校卒業まで無料」に引き上げて、府内の市町村の取り組みを後押しすることこそ、今求められている府の役割ではないでしょうか。ましてや、先日の京都市長選挙で市長は「府市協調でさらに拡充する」と言わざるを得なくなっています。知事の決意をお聞かせください。

## 府内全域での全員制の中学校給食の実現へ、府が責任果たせ

次に、全員制の中学校給食の実施について伺います。

京都府内の自治体で、全員制の中学校給食が実施をされず、計画すら持っていないのは京都市と亀岡市だけになっています。そうしたなか、京都市で「小学校のような全員制の中学校給食をめざす連絡会」が昨年9月に始めた署名運動は、わずか4カ月ほどで22,031筆が集まり、1月28日に京都市に提出をされました。私の住む伏見区でも「友だちに書いてもらう」「職場でお願いします」「家族や親せきに頼む」など次々と署名が広がりました。そして、署名が広がると同時に「なぜ中学校給食ができないのか」「どこが子育て環境日本一なのか」と、子育て施策の遅れへの声が広がりました。

京都市長選挙の際に、福山候補が市内各地で行ったタウンミーティング、私は伏見区の子育て中のお母さんたちが集まった場に参加してきました。そこで出されたのは、「お弁当を作りたくないから給食をやってほしいのではない」「仕事と家事、子育てに追われるなかで、毎日『おいしくて、栄養のバランスの取れたものを』と考えながらお弁当を作るのがどれだけ大変かわかってほしい」「ひとり親家庭だったらもっと大変」など、その大変さ、作りたくても作れない家庭もあることをわかってほしいとの声でした。さらにあるお母さんは、その場に東京に住むお姉さんからもらったという中学校での給食の献立表を持って来られ、栄養バランスはもちろん、世界各国の食文化に触れることができるような献立に「なぜ同じ義務教育なのにこんなにも違いがあるのか」と話されました。今上がっている声は、我が子の成長を心から願い、どこでも安心して子育てできるようにしてほしいという親の声であることを、改めて強く感じました。そして、さらに見なければいけないのは、「選択制」の給食弁当を実施している京都市でも、こうした声が上がっているということです。京都府では、約80%の中学校で給食が実施されているとされます。しかし一方で、実際に中学校で給食を食べている子どもの割

合は 37.7%の全国ワースト 2 位と大きく遅れています。すべての子ども達が食べられる給食の実施が求められています。

すでに全国では、中学校での全員制の給食は当たり前になってきています。府はこれまで、「給食の実施は市町村がやること。その支援は国に求める」と繰り返していきました。しかし、国がその声にしっかりと答えようとしていないときに、本府としても府内のすべての子どもたちが中学校でも給食を食べることができるよう、実施できていない自治体とも連携を取ることが必要だと考えますが、いかがですか。そこまでご答弁を求めます。

### 【知事・答弁】

馬場議員のご質問にお答えします。子育てに係る経済的負担の軽減についてであります。子育て世代が安心して子どもを産み育てられるためには、若者が安心して結婚・妊娠・出産できる雇用環境の創出を図り、経済的な不安を軽減することが重要なことであると考えております。このため京都府では、賃金の引き上げにつきましては経済団体に対しまして強く要請を行うとともに、早期離職者がブランクなく仕事復帰するための「3年の壁再チャレンジプロジェクト」や企業の奨学金返済制度を支援する「就労奨学金返済一体型支援事業」、また京都ジョブパークにおける相談から就職、職場見学までのワンストップ支援による正規雇用化に努める取り組みを進めてまいりました。子育て中の家庭に対しましては、平成 27 年度から開始をしまして 3 人目の保育料無償化事業をはじめ、昨年 9 月には子どもの医療費助成の通院自己負担の軽減を図ったほか、私立高等学校あんしん修学事業をこの 4 月から年収 590 万円未満まで実質無償化の対象に拡大することとして、所要の予算を今議会に提案しているところであり、いずれも全国トップクラスの制度を堅持しているところでございます。また新たに産前緊急支援の拡充や子育てにやさしいまちづくりの支援など新規事業にも取り組んでまいりたいと考えております。以下のご質問には関係理事者から答弁させていただきます。

### 【保健福祉部長・答弁】

子育て支援医療費助成についてでございます。この制度は全ての子育て家庭を社会全体で支える観点から所得制限を設けず、京都府と市町村が一体となって作り上げてきたものでございます。京都府の役割は制度の基礎となる部分を作り、市町村の取り組みを支えることであり、厳しい財政状況ではありますが、昨年 9 月には通院時の自己負担上限額を月 3000 円から 1500 円に半減し、制度の拡充を図ったところでございます。その上で各市町村は地域の実情を踏まえて独自の措置を講じられているところでございます。また京都府では市町村の財政負担を軽減するために、国に対してナショナルミニマムとして義務教育修了までを対象とする全国一律の制度化と、国民健康保険のペナルティの撤回を強く求めているところでございます。制度の在り方については、昨年 9 月の拡充後の受診状況などをしっかり見極めるとともに、京都市をはじめ各市町村の意見を十分お聞きするなかで、持続可能で安定した制度として実施してまいりたいと考えております。

### 【教育長・答弁】

馬場議員のご質問にお答えします。中学校給食についてでございますが、平成 29 年度以降の 3 年間で新たに 5 市 1 町の 15 中学において全員制の中学校給食が実施されるなど、すでに府内の 8 割の市町村に実施が広がっております。一方、議員からご指摘のあったように、中学校給食を実施する学校の割合に比べて実際に食べている生徒数の割合が低い状況があります。これは府内全中学生の半数近く

が在籍している京都市において、給食か、家庭からの弁当持参かを自由に選べる方式を導入していることに伴うものでありますが、今後は給食の申し込み方法の改善など保護者の利便性の向上を図りながら、中学校給食のさらなる充実をすすめていかれると伺っております。

現在、まだ未実施の市町村におきましてもほとんどの自治体で、実施方法など基本構想の策定が着実に進められている状況であり、府教育委員会といたしましては、引き続き市町村に対して学校給食の意義を伝えるとともに、国に対して給食施設に係る補助制度の拡充や補助単価、面積の引き上げを強く求めるなど、市町村の実情を踏まえながら府の役割をしっかりと果たしていきたいと考えております。

### 【ばば議員・再質問】

ご答弁をいただきました。子どもの、子育ての負担の軽減については、雇用の環境、子育て環境を整えていくことは重要だということで、「さまざまやってきました」「トップクラスなんだ」と胸を張られるわけですが、やっぱり私は実態を見てもらう必要があると思うんです。そういった京都府の中で、合計特殊出生率は全国でも極めて低いと言わなければいけない状況が続いているし、そのなかでどうしていくのかがやっぱり問われているというふうに思うんです。そういったときに、遅れているところにどうやって光をあてるのかということが、私はしっかりと見ていただかなければならないというふうに思います。子育て支援で言いますと、この間で言いますと国でも最低賃金の引き上げをせざるを得ないというような状況になってきていますし、様々な調査を見ても、子育てにかかる経済的負担の軽減が待たないと言われていています。暮らし全体、暮らしの底上げをどうやってすすめていくのかが、社会の中でも大きな課題になっていると思っています。

子どもの医療費助成制度。市町村と一体になって京都府は基礎を作っていくんだという話があったわけなんですけども、本府と京都市の制度が大きな穴となって残っているということが、私は大きな問題だと思っただけです。こういったなかで、府自身が制度の底上げをすることってというのは、遅れたところを押し上げるということはもちろんですけども、すでに努力しているところをさらに前に進めると、そういった意味で子育て環境を前に進めていく役割を果たしていくことではないかなというふうに思います。中学校でも必要なんだと言われながらも大きく遅れた実態は、この間ほとんど進んでいないと言わなければなりません。なぜ進まないのか。確かに京都市の問題はあるでしょうけれども、必要だとしながら、具体的な支援策がほとんどおこなわれていないというのが、私は原因ではないかというふうに思うんです。本府に求められているのは、「各自自治体の判断だ」といいながら自らの責任に背を向けるのではなくて、子どもの医療費助成制度の拡充であったり、すべての子ども達が中学校でも給食食べられるようにしていく、こういった支援を、府として必要な施策をしっかりとやりきるということではないかというふうに思いますが、この点についても一度答弁をいただきたいと思っています。

### 【保健福祉部長・再答弁】

馬場議員の再質問にお答えいたします。子育て支援医療費助成制度でございますが、さきほどまご答弁させていただきましたように、この制度は全ての子育て世帯を社会全体で支える観点から、京都市だけではなく京都府は市町村と一体となって作り上げているものでございます。そういった観点から京都府の役割は制度の基礎となる部分を作り、市町村の状況に応じた形で、各市町村は独自にその措置を講じられているところでございます。制度の在り方につきましては、昨年9月に拡充したとこ

ろでございまして、拡充後の受診状況をしっかり見極めるとともに、京都市をはじめ各市町村の意見も十分にお聞きするなかで、持続可能な安定した制度、それによって子育て家庭を支える、そういった制度を維持してまいりたいと考えているところでございます。

### 【教育長・再答弁】

馬場議員の再質問にお答えいたします。学校給食についてでございます。学校給食法において、学校給食の実施に必要な施設設備に要する経費は、義務教育小学校の設置者の負担とすると明記されており、すでに給食を実施されている市町ではこの規定に基づき、国の補助を活用しながら施設等の整備を進めてこられたところでございます。また、京都市に置かれましては選択制という形で実施されておりますけれども、この方式採用にあたっては中学校の関係者等々と議論を尽くした結果として採用されたと伺っております。先ほどもお答えした通り、未実施市町のほとんどですでに基本構想の策定を終えており、来年度当初予算案に基本計画策定費を計上した自治体、また令和5年度から中学校給食を提供すると公表した自治体もみられるなど、実施に向けた取り組みは確実に進んできております。府教育委員会といたしましては、先ほどお答えいたしました通り、給食施設に関わります補助制度の拡充を求めていくとともに、衛生管理や食物アレルギー、食育の指導など府としても役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

### 【ばば議員・指摘要望】

ご答弁、再答弁いただいたんですけれども、いま内閣府が調査を行いますと、少子化社会対策に関する調査によると、61.7%の国民の方が国や自治体の支援の中身について、「質・量ともに不十分だ」というふうに答えておられます。これは市町村だけではなく、私は本府にも突き付けられているということをしつかりと受け止める必要があるというふうに思うんです。そういった意味では、子どもの医療費の助成制度も含めて、全国でも極めて遅れていると。これをどうしていくのか。府が基礎を作ったうえ、あとは市町村の判断なんだと背を向けるのではなくて、どうやって引き上げていくのかということをしつかりと向き合っていただきたいなというふうに思いますし、中学校給食についても、同じことが言えるというふうに思います。知事は、本議会の開会日施政方針の中で、「いわゆる子育て支援にとどまらない対策が必要」なんだというふうにされました。しかし、根本の子育て支援も大きく遅れているのが本府の到達点だということをしつかりと受け止めていただきたいというふうに思いますし、子どもの医療費の無償化の抜本的な拡充や、中学校でもすべての子ども達が給食食べられるようにする。このこと強く求めておきたいというふうに思います。次の質問に移ります。

## 設計労務単価の引き上げが現場の建設労働者に届く取り組みを

### 【ばば議員】

次に、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づく、京都府計画と建設労働者の処遇改善に関わってお聞きします。

この間、府民の暮らしや安心安全を根幹で支える土木建設業の厳しい実態について、何度も質問をしてきました。そのたびに、対策の必要性は認めながらも、「設計労務単価が上がっているのに、現場の単価も上がっている」「公共だけ引き上げるのはいかがか」といった答弁が繰り返されてきました。

本府では公契約大綱などが実施をされ、国では30%を超える大幅な設計労務単価の引き上げなどが行われてきました。しかし、現場では特に末端の労働者・職人のところで、「上がっていない」との声が引き続き強く上がっています。そうした声を裏付けるように、実態は厳しさを増しています。本府で言えば30歳以下の建設業従事者は約8,600人と全体の約10%しかいません。その内、技術者や技能労働者となれば、その数はさらに少なくなります。府の有効求人倍率が1.6倍といわれるなかで、建設は6.93倍、土木は10.03倍、建設躯体工事にいたっては26.58倍という深刻な状況です。

そこで伺います。府や国が実施してきた施策が現場に十分に届いていないと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

こうした状況のなかで、2016年に施行された「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」、いわゆる職人基本法は、「国民の日常生活や社会生活において建設業の果たす役割の重要性を踏まえ、公共事業のみならず全ての建設工事において、建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが極めて重要である」と、目的に記しています。そして、そのためにも「適正な請負代金」と「適正な工期」の設定、必要な処置の実施、意識向上、地位向上が図られなければならないとしています。職人基本法では、都道府県に基本理念に則った施策の策定と実施の責務を規定するとともに、計画を策定するよう努めることとされ、現在本府でも計画が策定されようとしています。職人基本法の理念や目的は、非常に重要なものだと思いますし、一人親方を含めたことや、公共事業だけでなく民間工事での対策の必要性についても触れたことは評価できるものだと思います。しかし、国の法律や基本方針、現在策定中の京都府計画の中間案は、現状の厳しきや対策の必要性については触れられているものの、その対策は全く見えてこないといわなければなりません。例えば、安全や健康を上げるうえで重要な健康保険や労災保険などは、国の指導の強化が進められてきています。しかし、現場ではそうした社会保険関連経費はなかなか払ってもらえないという声があります。こうした問題について、「社会保険等の加入の徹底」といったことは出てきますが、じゃあその費用の負担はどうするのかは全く触れられていません。現場の賃金も同じです。「適正な請負代金の設定が重要」としながら、なぜ30%を超える設計労務単価の引き上げが現場に届いていないのかは全く触れられていません。

そこで伺います。私は、厳しい状況があることは共通の認識となっているなかで、その解決を目指す今回の計画が、現場の実態を真に改善する力を持つものにならなければいけないと考えます。その大前提として、今回の計画の策定はもちろん、その後の検証のためにも、現場労働者・職人の実態をきっちり把握する必要があります。府として賃金や労働条件などの実態調査が必要だと考えますがいかがですか。

## 建築労働者の処遇改善へ、賃金条項を含む公契約条例の制定を

土木建設業における厳しい状況の改善にあたって、最大の問題は労働者・職人にまでどう施策と賃金を届けるのかではないでしょうか。私はそのためにも、この間何度も求めてきた、賃金条項を含む公契約条例の実施を今こそ検討すべきと考えています。

昨年、公契約条例を実施している愛知県豊橋市でお話を伺ってまいりました。豊橋市では、2016年度から賃金条項を含む公契約条例を実施しています。大学教授や弁護士、建設業界、労働組合などによる「公契約のあり方に関する懇談会」を設置し、他府県の取り組みを研究するとともに、賃金条項をどう考えるのかなど、検討を重ねて条例制定を行いました。そして、業種ごとに定められる下限とする賃金額などを含めて、毎年条例の中身について検証を重ねておられます。その豊橋市でいま課題

だと考えておられるのが「公契約条例の理念をどう民間に広めるのか」ということでした。各業界の集まりに何度も足を運び、条例の考え方や変更点などを丁寧に説明するなど、努力を重ねておられるとのことでした。

これまで本府は、賃金条項を含む公契約条例の制定は、「公契約大綱を実施している」「設計労務単価の引き上げで労働者の賃金は上がっている」「公共だけ引き上げるのは民間への圧力だ」、こうして背を向けてきました。しかし、実施されてきた様々な取り組みは現場に届いておりません。国の設計労務単価の引き上げも、現場からは「上がっていない」との声が本府にも届いているはずですが、人手不足や、技術継承の困難など、問題はどんどんとその深刻さを増しています。担い手の確保や技術継承が急務となる今だからこそ、府として賃金条項を含む公契約条例を制定し、賃金の下限、労働条件の条件を府が模範として示し、その理念を府全体に広げる努力こそ必要だと考えます。本府として公契約条例の制定をすべきと考えますがいかがですか。お答えください。

### 【建設交通部長・答弁】

建設新法に基づく本府の計画と建設労働者の処遇改善についてでございます。京都府では平成 24 年に公契約大綱を制定し、公正な競争、地域経済への配慮、安心安全の確保のバランスの取れた入札契約制度を構築し、公共調達に求められる社会的要請に対応するため公契約の基本理念とともに、発注者として主体的に取り組む内容を規定しております。この間、大綱に基づき府内企業への発注の原則化、元請け下請け関係適正化指針の遵守の追加、重層的な下請け構造の改善に取り組むとともに、近年においては施工期間の平準化、また適正工期の確保及び週休二日制工事の施行など、地域経済の発展や適切な労働環境の確保に着実に取り組んできているところでございます。

また、設計労務単価につきましては、国土交通省などとともに毎年公共工事に従事する労働者賃金を職種別に調査しており、本年も 3 月からの引き上げを予定しております。これにより平成 24 年以降の 8 年間で約 40% の上昇となります。しかしながら建設産業に特有の重層的な下請け構造や、一人親方問題などの構造的な問題もあり、民間工事を対象に平成 30 年度に国土交通省が実施した社会保険の加入や賃金の上昇等に関する調査によれば、工事の下請け業者では技能労働者の賃金の上昇は低い水準にとどまり、「また賃金を引き上げた」と回答する企業の割合も低くなっております。こうしたことから、技能労働者の確保・育成のためには適切な賃金水準の確保等の処遇改善が重要と認識しております。このため京都府といたしましては、設計労務単価の上昇を踏まえ、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、引き続き国とともに建設業団体へ要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、建設職人基本法に基づく京都府計画につきましては、先般中間案の段階で労働者団体からも意見を聴取したところでございまして、「現場で働く者には賃上げの実感はない」、あるいは「法定福利費や安全衛生経費が確保できていない」などの現場の実情を訴える意見をいただいております。これらの意見やパブリックコメントを踏まえ、年度内にこの計画を策定する予定でございます。また来年度からは関係業者団体や業界団体、労働者団体との情報共有や意見交換の場として、計画に基づく連絡会議を設置し、労働者側の意見も何うなかで実態把握に努めながら計画を遂行してまいります。

次に賃金条項を含む公契約条例の制定についてですが、労働者の賃金等の労働条件は労働基準法等の関係法令に反しない限り労使が自主的に決定することとされており、最低賃金法とは別に条例等で賃金等の基準を新たに設けることについては慎重に対応することが必要でございます。また労働者の賃金問題は、公契約のみならず私契約を含めた統一的な見地から、ナショナルミニマムとして労働法

制の中で対応すべきものと考えております。京都府といたしましては労働行政機関、業界団体、労働者団体の皆様と連携して、民間法人も含め府内の建設業で働く建設労働者の処遇改善を図り、建設業の担い手確保に努めてまいります。

**【ばば議員・再質問】** ご答弁をいただきました。一点再質問をしたいと思えます。

いまの答弁を聞いていますと、やっぱり実態と今やっておられることとのギャップ、これを感じざるを得ないと思うんです。非常に厳しい状況にあると、しかもいま部長からご報告があったように現場、特に末端になっていけば末端になっていくほど厳しい状況にあるっていうことを認めておられながら、じゃあどうするのかと言ったら、「要請をしていきます。」これまで通りですね。これでは、この間改善してこなかったなかで、じゃあどうするのかっていうことが求められているんじゃないかなというふうに思うんです。いまご説明をいただきましたような、「要請を行っていきます」というようなことで本当にこの厳しい状況を改善できるというふうにお考えなのか。この点についてご答弁をいただきたいというふうに思います。

**【建設交通部長・再答弁】** 馬場議員の再質問にお答えします。

この間、設計労務単価の上昇を踏まえまして、国が調査しております、さきほどの調査におきましても、全体の賃金上昇についてはすでに確認をされているところがございます。その中で工事の下請け業者においては、いまだに賃金上昇率が低い水準にとどまっているといった指摘がございます。これまでの設計労務単価の引き上げ、あるいは国及び都道府県からの業界に対する働きかけ、そういったものの効果も一定見られているというふうにご考えられることから、今回京都府といたしましても、現状を良く把握しながら国とともに建設業関係団体への要請に努めてまいりたいと考えております。

**【ばば議員・指摘要望】** 再度答弁いただきましたが、同じことの繰り返しだと、そういうふう思うんです。いま本府が作っております計画の中間案にパブリックコメントが寄せられておると思えます。聞いてみますと、「これまで伝えてきたことが理解されておらず残念でならない」「不都合な実態を意図的に見て見ぬふりをしているのではないか」「不信感を持たざるを得ない」、こういった厳しい意見が出されているというふうにお聞きしています。この現場の叫びにどう向き合って、どう応えていくかということが求められています。なにも民間が払う賃金を上げろっていうことを言っているんじゃないんです。公共事業でやっている仕事の中で、少なくとも労働者、厳しい状況にあるということで、しかも設計労務単価が上がって、その分入札価格も上がっている。だったらその分はちゃんと少なくとも職人のところへ行くようにする。こういったことを求めていくってことは、私は当然のことではないかなというふうに思います。施策と賃金をどう労働者や職人に届けるのか、あらゆる手立てを打つことが必要だというふうに思います。本府として、しっかりと実態調査と公契約条例の制定を強く求めて、質問を終わります。ありがとうございました。